

社会福祉法人養父市社会福祉協議会
職員資格取得経費の助成要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人養父市社会福祉協議会(以下「法人」という。)に勤務する職員(常勤、非常勤のすべてを含む。)が、雇用期間中に職務遂行のために必要な資格を取得しようとする場合において、その経費の全額又はその一部を助成することにより、法人及び職員の資質の向上並びに良好な職務遂行を期することを目的とする。

(資格の範囲)

第2条 資格取得の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) 介護福祉士
- (4) 介護支援専門員
- (5) 社会福祉主事任用資格
- (6) その他法人が特に必要と認める資格

(助成の範囲と服務)

第3条 前条に規定する資格取得のために要する経費に対する助成の範囲は、入学金、授業(講)料、スクーリングに係る費用、修了に必要な研修及び受験旅費とし、予算の範囲内で次表により助成することができる。また、これらの資格取得のために要する時間等については、職員就業規則(平成16年度規則第1号)第24条の規定により職務に専念する義務を免除するものとする。

	入学金	授業(講)料	スクーリング経費	受験旅費
社会福祉士 精神保健福祉士	入学金、授業(講)料、スクーリング実習費は3割助成		宿泊料、往復旅費 (日当なし)	往復旅費 (日当なし)
介護福祉士		全額助成 (準備講習含む)		往復旅費 (日当なし)
介護支援専門員		全額助成 (実務研修含む)		往復旅費 (日当なし)
社会福祉主事任用資格	全額助成	全額助成	宿泊料、往復旅費 (日当なし)	
教科書、受験料については、自己負担とする				

2 前項の助成を受けようとする職員は、所属長に申請書及び必要な経費を書面により提出するものとする。

- 3 助成を受けた職員は、他の職員の模範となるよう自覚をもって勤務すること。なお、やむを得ない事情により退職することとなった場合は、法人は助成金額の全額又は一部の返還を求めることができる。
- 4 前条第6号の助成の範囲及びサービスについては、その都度法人が決定する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関する必要な事項は法人が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。